

松原市教育委員会 8月定例会 議事録

1. 日 時 令和2年8月19日(水) 午後3時00分

2. 場 所 松原市役所 301会議室

3. 付議事件等

- (1) 報 告
- 第15号 令和2年度松原市一般会計補正予算(第6号)について
 - 第16号 校長職務代理者の解職について
 - 第17号 令和2年度松原市少年自然の家の休館について
 - 第18号 令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について
- (2) 議 案
- 第26号 教育に関する事務の点検・評価結果報告書(令和元年度実績)について
 - 第27号 令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について
 - 第28号 職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について
 - 第29号 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について
 - 第30号 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について
 - 第31号 松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について
 - 第32号 財産取得について(学習用端末等一式等)

出席委員 美濃教育長 栗崎教育委員 田中教育委員 有馬教育委員 和田教育委員
佐野教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長 坂野市民協働部長 中瀬福祉部長
田中教育総務部次長兼文化財課長 浦井教育総務部副理事
岡林学校教育部次長 手束市民協働部副理事兼いきがい学習課長
小玉福祉部次長 中谷子ども未来室長
宮本教育政策課長 田中教育総務課長 幸教職員課長 森教育推進課長
前崎地域教育課長 矢野教育研修センター長 吉田福祉部参事

美濃教育長

それでは、会議に入りたいと思います。

ただいまの出席委員は5名でございます。私を含めまして定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

これより、8月定例教育委員会を開催いたします。

なお、小川副理事と北野市民協働部次長が欠席との届出がございましたので、御報告いたします。

7月定例会の会議録につきましては、まだ出来上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。委員会会議規則第17条第2項の規定により、佐野委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。

初めに、7月29日に第22回、8月3日には第23回の松原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。松原市における感染者の状況確認、国及び府の動きの確認、及び松原市における感染拡大防止への対策、8月から11月までのイベント等についての検討を行いました。

続いて7月31日には、府の都市教育長協議会夏季研修会に参加をいたしました。来年度の予算要望の内容等について、各市の教育長とともに協議を行いました。

続きまして8月6日には、地域保健医療協議会が開かれまして、第2次健康まつばら21における重点項目の確認、新型コロナウイルス感染症についての情報交換が行われたところでございます。

現在、全国的に感染症の拡大状況が続いておりますけれども、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、引き続き、子どもたちの学びを最大限保障できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う風評被害が本市の児童、生徒に生じないよう努めてまいりたいと思っております。

教育委員の皆様方におかれましては、今後とも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

この報告につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策の実施による小中学校の現在の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

横田学校教育
部長

それでは、学校の現状について御報告させていただきます。

ちょうど本日が本年度の夏休みの最終日となっております。8月6日から本日19日までの14日間ございました。

夏休みに入る直前以降、小学校、中学校、合計3校において新型コロナウイルスの感染者の児童、生徒が確認されましたので、これについて御説明いたします。

まず、松原第五中学校でございますが、7月30日の木曜日、生徒の陽性

が確認されております。

翌7月31日の金曜日、そして8月1日土曜日、2日の日曜日、3日間を臨時休業としております。実質授業が中止されたのは金曜日のみとなっております。その後、3日月曜日からは通常どおり再開をしております。

次に、恵我小学校ですが、8月9日日曜日、児童の陽性が確認されました。

続きまして、松原南小学校、8月13日の木曜日に陽性の児童が確認されました。

両校ともに夏休みであったため、臨時休業の措置というよりはそのまま夏休みを継続したということでございます。

この3校ですが、まず五中には、濃厚接触者が確認されましたが陰性でございました。そして恵我小学校と松原南小学校は、濃厚接触者は確認されませんでした。つまり、濃厚接触者はなしということでした。

明日、8月20日木曜日の始業式を、3校とも予定どおり実施の予定でございます。

なお、松原五中ですが、8月3日月曜日に一度、夏休み直前なのですけれども学校を再開した折に、全校生徒に対しまして新型コロナウイルスについての偏見や差別を広げない、そういう学習を授業で実施しております。

さらに恵我小学校、松原南小学校も同様に、明日始業式において新型コロナウイルス感染者、患者に対する差別、偏見を生まない、そういう学習をする予定でございます。

参考までに、五中が8月3日にその授業を実施した際の子どもの感想文を幾つか紹介しておきます。

泣いた園長先生という、高知県の幼稚園の先生が感染して休園になった幼稚園のお話です。簡単に言いますと、休園中に園長先生がある朝幼稚園に行ってみると、幼稚園の門のところに掲げてあるものを見て泣き崩れてしまったと。子どもたちにそういう教材を、授業をしたんです。これはうれし泣きの涙でございまして、近隣の方がカラフルな横断幕に、〇〇保育園頑張れと書いてあったというストーリーです。合わせて隣の小学校の校舎には、窓に頑張れ〇〇保育園というのを、学童保育の子でしょうか、が作成して掲示したと、で、園長先生はうれし泣きをしたと、そういうストーリーなんですけれども、その教材の授業を実施した後に子どもがこのような感想を書いています。

この話を聞いて、コロナウイルスが理由でみんなの心に恐怖や悲しみが広まったり、差別など人間の醜い一面が現れたりするけど、その一方で、一緒に頑張ろうと励まし合う優しさや温かさがあるんだと思いました。私は医者みたいに人を救うことができないけど、人と自分を守るためにしっかり対策を取り、励まし合ったり支え合える優しさを持っていようと思いました。

別の生徒ですが、ウイルスに感染した人を差別するのではなく、一緒に頑張ろうと言えるのが大切だと思った。友達の見聞を聞いて、感染した人を不安にさせるようなことを言うのではなくて、その人が悪いわけではないと思える心がすごくいいなと思った。

あと一人。一人で頑張るんじゃなくてみんなで助け合っていきたいと思いました。

ということで五中の生徒は、3日に再開した後、3日、4日、5日と3日間過ごしたんですけれども、さらに念のために2分の1の分散登校をされたんですけど、非常に子どもたちが落ち着いて、むしろ今まで以上にコロナ対

	<p>策に努めたという報告があります。</p> <p>あしたから、22校の始業式が始まりますけれども、この3校の感染を踏まえて、全校長が校内での新たな感染であったり、さらに登下校中も含めまして熱中症の対策を徹底しようということで、今対策を練っているところがございます。</p> <p>報告は以上です。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件につきまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。</p>
栗崎委員	<p>感染された生徒は、あしたから学校が始まりますけど来ないんですか。</p>
横田学校教育部長	<p>基本的には発症日から2週間をめどに、さらに最終的にはPCR検査を2度、陰性を確認すればということが国の定めですので、それを満たしておる場合は登校が可能ということになります。</p> <p>逆に、まだ陰性2回の確認ができていない場合は、引き続き出席停止ということで、欠席扱いではなく出席停止という扱いになるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
栗崎委員	<p>ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p>
佐野委員	<p>3校の感染経路というのは分かっていますか。</p>
横田学校教育部長	<p>個人情報ゆえ、なかなか言い方は難しいですけど、おおむね大阪府のホームページを見ていただきますと松原市の小学生、中学生と明記してありまして、それと関連する濃厚接触者の関係性が記載されていますので、ほぼ明らかになるんですけど、おおむね家族感染が多い傾向にあります。</p> <p>以上です。</p>
佐野委員	<p>ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>ないようですので、これより本日の議事に入りたいと思います。</p> <p>報告が3件、議案が6件となっております。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、前回委員会に引き続き付議事件の順番を入れ替えて行い、説明が終わった者から退出させていただきたいと思います。また、「報告第16号 校長職務代理者の解職について」は人事案件のため、最後に秘密会として御審議いただきたいと考えております。</p> <p>以上につきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

美濃教育長

それでは、まず初めに、「議案第26号 教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和元年度実績）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

宮本教育政策課長

それでは、「議案第26号 教育に関する事務の点検・評価結果報告書について」を御説明申し上げます。

記載しております事業や成果につきましては、松原市教育振興基本計画前期計画の内容に沿ったものとさせていただいております。

順番に御説明させていただきます。配布いたしました報告書の1ページを御覧ください。

四角の中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況につきまして点検、評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して、その結果に対する報告書を作成し、議会に対し提出するとともに公表しなければならないとされております。

本市教育委員会におきましても、このことにのっとりまして効果的な教育行政の推進と説明責任を果たすため、今年度、本報告書を作成し公表するため、本定例教育委員会にお諮りするものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

令和元年度教育委員会活動としまして、令和2年3月31日現在の教育委員のお名前と教育委員会会議の開催状況を掲載しております。

次に、7ページからは、「その他の主な活動状況」としまして、協議会等、会議、研修、各種行事、大会などへの参加状況を掲載しております。

次に、9ページでございます。2段落目、松原市教育振興基本計画に基づいた主な取組を評価対象とし、点検、評価を行い、その進捗状況を総括するとともに今後の課題や対応を示すものとして点検、評価を行うこととしております。

評価基準につきましては、教育振興基本計画にある目標値に向け、どの程度の進捗状況であるかをできるだけ細かく評価するため5段階評価とさせていただいております。

また、客観性を確保するため、本市と包括的提携協定を締結しております阪南大学の副学長加藤氏と、本年度より松原市立小学校元校長であり現在大阪大谷大学の名誉教授であります中島先生のお二人に御意見を頂戴いたしました。

次に、10ページから25ページにかけては、教育委員会にて令和元年度に取り組みました施策について、主な取組についての成果と今後の課題と対応について記載しております。

また、自己評価につきましては26ページから30ページに記載し、教育振興基本計画の目標値について、進捗状況から見た点検評価を行ったものでございます。

前期計画の最終年度となっておりますので、ここの評価が低かったものにつきましては後期計画でも継続。また、評価の高かったものにつきましては見直し、あるいは新たな目標値を設定し、別の指標とさせていただいたものでございます。

次に、31ページから33ページにかけては、外部委員から頂きました

	<p>た意見を掲載させていただいております。頂きました貴重な意見につきましては、個々の施策に反映させていただきたいと思っております。</p> <p>以上、申し述べましたこれらの内容を、令和元年度「教育に関する事務の点検・評価結果報告書」にまとめまして議会に報告するとともに、ホームページ等に公表していきたいと考えております。御審議のほう、よろしく願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。ただいまの件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。</p>
有馬委員	<p>13ページの「児童・生徒理解（心の教育）推進事業」についてお聞きしたいんですけども、令和元年度の相談件数が191件あって前年度より64件増えたとあるんですけど、結構数字で見ると増えたなという印象がありまして、この増えた理由というのは分かりますか。</p>
矢野教育研修センター長	<p>あいにく、今詳しい資料を持ち合わせていませんので、分かるだけという形になりますが、特に心の教育に関しては、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、昨年度も含めてたくさん相談をするようにはしていますし、より多様なケースを取り扱ってケース対応をそれぞれの学校でできるだけ持つようにという形でも指導していますので、そういった複数の要因によるものだと思います。</p>
岡林学校教育部次長	<p>昨年度から、スクールソーシャルワーカーに関しましては増員をいたしまして、各中学校区に1名ずつ配置をさせていただいております。そのために増えているということも理由の一つでございます。特に大きかった理由はそこでもあるかなというふうに、今センター長の説明に加えて、そうであるかと思われまます。</p>
有馬委員	<p>今は各中校区1名ということなので、やっぱり常に相談しやすい雰囲気、体制になってきたというふうに思ったほうがよろしいですか。</p>
矢野教育研修センター長	<p>それで構いません。間違いありません。 非常にきめ細やかな相談体制という形で、常に相談しやすい体制にはなりつつあると考えております。</p>
有馬委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
和田委員	<p>いきがい学習課にお尋ねします。 21ページから24ページにかけて、特に22ページなのですが、いきがい学習課が担当しているいろんな事業については評価が3というのが多くついているんですが、昨年の年度末からコロナの件があって、なかなか事業が進まないというときがあるかと思うのですが、この3ということについて、この評価がついたことについて、どのようにお考えなのか教えていただきたいなと思います。</p>

手東市民協働部副理事	<p>本来であれば4や5であるべきところなんですけども、事業の利用者人数等を含めて、想定に達していなかった部分もあったので3とさせていただいているということが総体的な内容となっております。</p>
和田委員	<p>おっしゃっていただいたように、全体的に最低やっぱり4はついてほしいなというのが正直なところなんです。ですので、ついてしまったので仕方ないのですが、次年度に向けて、やっぱり4にするために、例えば重点的にこれを取り組もうとか、もしくは今年についてもまたコロナの関係で、なかなかこういう社会教育事業をすることは難しいのですが、その中でも何か少しでも改善しようとしている点があれば、教えていただきたいです。</p>
手東市民協働部副理事	<p>おっしゃっているように今、各事業、こういうふうな文化施設を使う事業なんですけども、いかにソーシャルディスタンスを取るかということを考えて、安全対策、利用人数、今年の春先は全然開けられなかったので、人数だけで見れば減ってくると思うんですけども、やっぱり公民館の利用者の人が、いつ開くんだとかいうふうな形で、安全対策をまず優先的に見た中で開催に向けた調整をしているので、恐らく今年度については昨年度より人数はまず減ってしまうのですけれども、事業を停滞させることなく、今のライフスタイルに合ったような事業展開を図っていこうと思っております。</p> <p>ただ数字的には、申し訳ないですけど、この状態の中なので昨年度より落ちるだろうというふうな状態です。</p> <p>以上です。</p>
和田委員	<p>参加人数は別として、一旦事業展開についてはできる限り昨年度同様、事業を、この厳しい状況ではあるけれども、今回の今年の目標としては、できる限り多くの事業をしつつ、回復するというのが目標だということでもいいですか。</p>
手東市民協働部副理事	<p>例えばだっこでえほんとか、おはなし会、図書館に関わる場所なんですけども、事業によっては実施していない自治体もあるんですけども、フェイスシールドをつけるとか、体温が高ければご遠慮いただくとか、やめるのではなくてやっていく方法を模索しながら、このライフスタイルに合った展開ができないかということを考えています。</p> <p>例えば、公民館事業についても囲碁や将棋があるのですけれども、幕みたいなものを作って設置するなど、職員がそういうものを作って各公民館とかに配付しながら、全体として社会教育を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
美濃教育長	<p>ほかに何かございませんでしょうか。</p>
田中委員	<p>今、和田委員がおっしゃられたことに関係するんですけども、私もいきがい学習課の3というのが気にはなりました。今、お話を聞いていると、非常に謙虚な数字を3として上げられたのかなというふうな気がします。</p> <p>人数だとか、それはもう当然こういう状況下で下がっているのですけれども、そうではなくて、今お話しされた内容を踏まえて、一体どうなのかとい</p>

	うふうな評価にしていただけたら、その3が4になるかもしれないし、あくまでも参加人数だけで考えてしまうとそういうことになってしまうので、今おっしゃられたいろんなこと、感染対策も含めて、こういったことも行っているよというふうなことで、内容を加味した評価というのも必要ではないかなと思いますので、その辺、次年度以降お願いしたいと思います。
手束市民協働部副理事	委員のおっしゃっている意見を踏まえて、評価していきたいと考えております。ありがとうございます。
美濃教育長	ほかにございませんでしょうか。
有馬委員	28ページなんですけれども、「子どもたちを健全に育てる地域コミュニティの形成」で、松原市内青少年の刑法犯件数は去年より10件以上増えているのが気になったんですけれども、これはなぜ増えたのかということが聞きたいのと、あとこの件で上げられているのは、松原市内の子なのかというのを聞きたいのですけれども、よろしいでしょうか。
前崎地域教育課長	補導件数ですね。これは警察からデータを頂きまして、それをそのまま書いてあるんですが、当初、目標値48件という形で上げておりました。それが、平成30年度には33件でしたけれども、昨年度は44件という形で上がっているんですが、当初の目標には十分達しているのでも4という評価をさせていただいたんですが、中身については、すみませんが、把握はしていません。
有馬委員	分かりました。ありがとうございます。
田中委員	今の説明で気になったのですが、目標の設定というのはいつの時点で行われるのですか。
前崎地域教育課長	これは、平成28年度の時点での目標設定という形でさせていただいております。
田中委員	一般的に平成29年が36件、平成30年が33件だから、これより少ないほうがこういったことはいいのであって、そうしたら30件にするとか、そういうのが当然の目標設定値なのかと思ったんですけど、その点はどうでしょうか。
宮本教育政策課長	こちらに上げております令和元年度の目標値につきましては、松原市教育振興基本計画前期計画を作成したときの目標値となっておりますので、前期計画のときには、平成27年度の実績を基に目標設定をしたものでございます。 ですので、ここの数値につきましては、平成27年度から見て、減らして44件ですというような目標設定をしたものでございます。
岡林学校教育部次長	加えまして、この件数につきましては、松原市で検挙された子どもたちの、補導された子どもたちの数ですので、全ての子どもたちが松原市在住の子ど

美濃教育長	<p>もたちかどろかはお不明でございます。</p> <p>ただ、青少年指導員等の取組自体をどう評価していくかということが、非常になかなか悩んだ上で目標値設定をしております。</p> <p>後期計画については、目標も変更しています。</p> <p>以上です。</p>
各委員	<p>数値の持つ意味合いというのでしょうか。ただ単に多い少ないだけではなくて、その内容にいかに着目するかという部分は、これからもしっかり見直しを図っていかないといけないなというふうに思っております。</p> <p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、「議案第26号 教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和元年度実績）について」を可決することに御異議ございませんでしょうか。</p>
美濃教育長	<p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第26号 教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和元年度実績）について」は、可決されました。</p> <p>それではここで、福祉部の職員は御退席をお願いします。</p>
手東市民協働部副理事	<p>続きまして、「報告第17号 令和2年度松原市少年自然の家の休館について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
美濃教育長	<p>「令和2年度松原市少年自然の家の休館について」ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度の休館をすることを決定し、利用者周知を急ぐため、令和2年7月27日に教育長専決をもって進めました。</p> <p>報告第17号の松原市少年自然の家休館の御承認のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
田中委員	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。</p>
手東市民協働部副理事	<p>休館によって損失は出るんですか。</p> <p>こちらのほうは指定管理者で運営していますので、休館についても、職員を抱えてどうなるのか今精査しているところなのですけれども、その中で合意できた内容で本年進める。まだ最終合意には至っていないんですけど、取りあえず今年度については休館というのを決定しているということです。</p>
和田委員	<p>今年度休館、もう3月までということですか。</p>

手束市民協働部副理事	今の現段階では今年度。指定管理者の運営なんですけども、契約期間は令和3年度まで、あと1年半あるので、その状態を見てまたいきが学習課としての考えを出していきたいと思っております。
美濃教育長	ほかにございませんでしょうか。 ないように見受けられますので、「報告第17号 令和2年度松原市少年自然の家の休館について」を承認することに御異議ございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
美濃教育長	異議なしと認めます。 よって、「報告第17号 令和2年度松原市少年自然の家の休館について」は、承認されました。 続きまして、「議案第31号 松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
手束市民協働部副理事	議案第31号、松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命の承認を求めることについて、でございますが、図書館条例第17条により図書館協議会を設置することになっております。このことを踏まえ、松原市図書館条例第19条により任期が2年間となっておりますので、別紙名簿のとおり委嘱及び任命の御承認をよろしくお願いいたします。 以上です。
美濃教育長	説明は終わりました。 この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。 ないように見受けられますので、「議案第31号 松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を可決することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
美濃教育長	異議なしと認めます。 よって、「議案第31号 松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」は、可決されました。 ここで、市民協働部職員は退席をお願いします。 続きまして、「報告第15号 令和2年度松原市一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
幸教職員課長	「報告第15号 令和2年度松原市一般会計補正予算(第6号)について」

でございますが、専決処分された教育委員会関連予算修学旅行費支援事業に係る予算について、松原市議会へ報告し承認を得るために、教育委員会に報告いたします。

08教育費、02小学校費、02教育振興費、04修学旅行費支援事業(小学校)ということで、1790万円。

08教育費、03中学校費、02教育振興費、04修学旅行費支援事業(中学校)ということで、2960万円を計上するものでございます。

本事業としましては、主として最終学年の学習の集大成である修学旅行を全額負担するというところでございます。

目的といたしましては、各学校では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、様々な学校行事について、密を避けるため予定を中止、変更するなど対応しているところです。そのような中、修学旅行については可能な限り密を避けて実施する予定であり、従前と比較して修学旅行費が増加している状況でございます。そのために市が全額負担するというところでございます。

以上です。

美濃教育長

説明は終わりました。

この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

和田委員

全額を負担するという趣旨なのですが、例えば学校によって行き先も違ってくると思うのです。この大きな金額を配るのですが、小学校、中学校のおおよその一人当たりの金額を教えてくださいませんか。

幸教職員課長

平均を取ることでありますけれども、小学校については全校広島に行っておりまして、その金額につきましては約2万3000円というところになります。

それから、中学校におきましては、行き場所は学校によって様々なのですが、北陸方面、高知、信州、鳥取等になりますけれども、金額的には4万7000円という補助になります。

以上です。

和田委員

続けるの質問なのですが、今年度これをやってしまうと、次年度以降、当然引き続き、もうずっと市が負担するということになってくるかと思うのですが、その辺りの見通しというのはどのようにお考えですか。

幸教職員課長

今年度、このコロナの影響で、密を避けるということでバスを1台増やしたりであるとか、あるいは部屋を増やしたりであるとか、密を避けるために従来よりも金額がかかっているということで、今年度限りということに考えております。

以上です。

栗崎委員

何月に実施するんですか。

幸教職員課長

早いところでは9月3日から行くところがあるんですけれども、大体12月までで終わる予定になっております。

栗崎委員	例年どおりのところに行かれるんですか。
幸教職員課長	はい。一応例年どおりのところで、旅行業者にホテルや行程できちんと対策が取れているかどうかを聞いて、それで取れているというところで例年どおりのところに行かせてもらっております。
岡林学校教育 部次長	追加の回答でございますけれども、実は宿泊を予定していたホテルが潰れてしまったということで、行き先を変えざるを得なくなった学校も一部ございます。 以上です。
美濃教育長	ほかにございませんでしょうか。
和田委員	今年度限りで考えているということなのですが、保護者の考えでいくと今年度の子どもたちがただで行けて、次年度からはまた有料だというのは、なかなか納得できない感覚かなという気がします。 次年度のことを今から決めることはできないんですけれども、やはりそういう保護者の感覚があるんだということを踏まえて、次年度予算を組むときには少し何らかの配慮をする、とかいうことが必要になってくるのではないかなという気がします。 修学旅行費をどんと全て出すというのはすごい英断かなと思うのですが、ただ、その後の年度のことを考えた上で、一定の判断をした上でぜひ予算については考えていただきたいなという気がします。 以上です。
田中委員	私も和田委員と同じような意見で、たしかにコロナの関係で費用が増えるというのであれば、増える分だけ補助するというふうな案もあるわけで、そうすると保護者の方も納得する、次年度もそういうことだというふうになると思うんですけども、本年度だけ全額負担だというのは、親としての心情として、来年の子どもたちの親にとって、去年はよかったねと、いいことはないんでしょうけども、何かそんな感覚というのか、認識を持たれると思うんですね、一般的に。 だから、その辺をうまく説明しないと、批判的になるかもしれないなど、危惧するところだと思うんです。 例えば小学校で従来ならば1万5000円程度ですむところが2万3000円程度になるのであれば、8000円分だけを出すよという、そういうふうなほうがスムーズにいくのかなと個人的には思うんですけど。
横田学校教育 部長	お二人の御意見もごもっともでございますが、今年度、とりわけリスクを抱えておりますのは当日キャンセルです。感染した児童、生徒が、前日の夜遅くに確認されると、場合によっては100%のキャンセル料ということもございまして、全く行かないのに保護者が全額負担ということが、かなり高い確率で予測されます。キャンセル料を支払うための予算というのはなかなか計上しにくいものですので、仮に行けない学校のキャンセル料を市が負担するのであれば、行って、旅行の費用を実際負担した保護者にも、旅行を公

	<p>平に負担するという辺りの判断もございます。</p> <p>併せまして、来年の修学旅行シーズンに、このコロナが収まっているのか、ワクチンもできているのか誰も分からないですので、同様の状況があれば、来年もこのような予算を計上させていただく可能性もあるかなとは思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
栗崎委員	<p>先ほど、和泉のほうの人と話していたのですが、自分の息子の学校では修学旅行が取りやめになったとおっしゃっていました。</p> <p>この全額負担というの、私も同様に思うんですけど、このコロナはウイルスのワクチンができない限り、なかなか終息しないと思うんです。またそういう負担をしないといけないような状況になったときに大変ですよ。松原市もお金がないのに。この負担というのは大きいですよ。びっくりしましたけど。</p> <p>強行というのはおかしい言い方ですけど、修学旅行は絶対行くんですよ。</p>
岡林学校教育部次長	<p>今のところ行く方向で検討しているということです。ただ、大阪モデルがレッドになる可能性もまだ分からない状況なので、そうなれば中止の判断ということもあり得るかなというふうに考えております。</p> <p>ただ、今の状況であれば行かせてやりたいということと、国も府も、修学旅行については実施の方向で検討するよという話がありますので、それに基づいて検討していくということでございます。</p> <p>まだ中止になる可能性も、もちろん申しましたように十分あるということです。</p>
栗崎委員	<p>子どもたちのためには中止がないほうがいいんですけど。そうですか。ありがとうございます。</p>
横田学校教育部長	<p>私たちの判断が他市と違っている状況もございますけれども、基本的には文部科学省の今の方針は、できる限り修学旅行を実現するよという方針でございますし、大阪府の教育庁からも同様の通知がありまして、府立高校については実施の方向ですということです。</p> <p>ただ、それぞれの市町村単位でいいますと、もしかししましたら、先ほど答弁しましたキャンセル料の件もございますし、早いうちに中止しておかないと不本意ながら保護者にキャンセル料負担をさせることになるのではないかと、様々な視点の中から中止も決めておられると思われまので、本市は逆の視点で、仮にキャンセルになった場合も全額保護者の負担はないというようないい面を含めての補正予算という御理解いただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>

和田委員	<p>これは市長がもう専決処分されていて、決まっている事柄なので、内容について変更できないと思うんですけど、逆に、ぜひ来年度以降も、市長によるしくお願いしますということでまとめていただけたらと思います。</p>
横田学校教育 部長	<p>和田委員が非常にありがたい御意見を言っていただいたんですけど、市の財政の問題もございしますが、とにかく子どもたちに夢と希望を諦めさせない。先日甲子園の交流試合も終わりましたが、一度はなくなった大会が実現されたということと同様でして、やはり22校の子どもたちが心待ちにしている修学旅行、最後まで、大人が先に諦めるのではなくて、できる限りの追求をして、ただ、最終的には全校中止ということは、これもあり得ることでございますけど、子どもに最後までそういう夢と希望は失わせないという視点で進めていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
美濃教育長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>松原市は卒業式、入学式も、他市はかなり制限したり中止したりというところもありましたけれども、工夫に工夫を重ねて何とかやってきたこともあります。</p> <p>その中で、修学旅行についても早々に中止を決めるのではなく、ぎりぎりまで実施の方向で前向きに検討するというので、こういうふうなことになっていると御理解いただければと思います。</p> <p>ほかには御意見、御質問はよろしいですか。</p>
各委員	<p>それでは、「報告第15号 令和2年度松原市一般会計補正予算(第6号)について」を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「報告第15号 令和2年度松原市一般会計補正予算(第6号)について」は、承認されました。</p> <p>続きまして、「議案第27号 令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
宮本教育政策 課長	<p>「議案第27号 令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について」、御説明いたします。併せまして、本日追加案件としまして机の上に配付させていただいております報告第18号につきましても、同時に御説明させていただきたいと思います。</p> <p>議案説明資料のほうを御覧いただけますでしょうか。</p> <p>「国勢調査に係る従事許可について」ということで、令和2年10月1日を調査日とする国勢調査が実施されます。</p> <p>国勢調査の調査員又は指導員として、教育委員会職員が従事するためには、地方公務員法第38条の規定により、職員は任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされ</p>

ております。このため、教育委員会に対しまして、令和2年7月20日、また8月7日付で指導員及び調査員の従事許可の依頼がございました。

指導員の総務省への推薦の締切りが7月中でありましたため、教育長専決におきまして許可のほうをさせていただいたのですが、告示の際にそれを掲載することを忘れておまして、本日上げさせていただいております。誠に申し訳ございません。

調査員につきましては、8月の、これから締切りとなっておりますので、本日議案として提出させていただいているところでございます。

対象となる職員につきましては、指導員が12名、調査員45名となります。

従事期間としましては、指導員のほうが令和2年8月1日からという形になっておりますので、教育長専決とさせていただいたものでございます。

調査員につきましては、令和2年8月31日からという形になっております。

職務内容としましては、調査員のほうが担当地区の地図や名簿の作成、調査票の配布と回収、整理等となっております。また、指導員につきましては調査員から上がってきた調査票の点検、それから国勢調査本部への提出という形になっております。

今回、職務内容につきましては以上のおりとなっております。

説明のほうは、これで終わらせていただきます。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。

この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

田中委員

この国勢調査に関わるのは、教育委員会からいつも出しているんですか。

宮本教育政策
課長

国勢調査に係るのは、松原市の職員と教育委員会の職員という形で、ただ教育委員会につきましては任命権者が教育委員会となっておりますので、市の職員とまた別枠で教育委員会の許可が要するというふうな形になっております。

伊藤教育総務
部長

国勢調査の調査員につきましては、国家公務員の非常勤特別職という身分になりますので、調査員、指導員ともに総務大臣の指揮命令を受けるという仕事になります。これ、市の職員も、時間外においてその仕事をしていくというような形でありますとともに、一般の地域の方々も調査員になっておられるような方もおられます。

本来でしたら地域の方々だけでやっていただくというところが一番望ましいところではあるんですけども、なかなか人数が集まらないことと、やはり効率的に進めていくというところで、市の職員のほうも従事していくというところで、その際に、業務時間外でございますので一定報酬が発生してくるというところで、地方公務員法にいうところの第38条では、営利企業の従事制限等について報酬を得るところがございまして、一定任命権者の許可をこの部分について必要とするというふうにされておりますので、今回この議案を提案させていただいて御許可を頂いて、教育委員会の事務局の職員も、国勢調査員または指導員の職をやっていくというふうなところで、

	<p>今回議案を提案させていただいているというところでございます。 以上でございます。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
栗崎委員	<p>勤務時間外ということは土曜日とか日曜日ですか。</p>
宮本教育政策課長	<p>今回の調査につきましては、時間外と土日を想定しております。勤務時間内に行きますと、本来でしたら職務免除という形で携わることもありますが、今年としましては、時間外と土日に調査に回るという形で、許可のほうを出したいと考えております。</p>
栗崎委員	<p>ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>よろしいでしょうか。ほかにございますか。</p> <p>それでは、ないように見受けられますので、「議案第27号 令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について」を可決することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議案第27号 令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について」は、可決されました。</p> <p>続きまして、「議案第28号 職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
幸教職員課長	<p>議案第28号、29号、30号は関連していますので一括して説明させていただきます。</p> <p>これらハラスメントの指針でございますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律等によりまして、職場におけるパワー・ハラスメントを初めとする各種ハラスメントを防止するために、雇用管理上講ずべき措置等が適用されることとなりました。</p> <p>それで、大阪府教育庁のほうも令和2年6月に同指針の改正を行い、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。</p> <p>「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」をお開けください。変更点のほうを御説明させていただきます。</p> <p>主な変更点ですけれども、まず3の「パワー・ハラスメントの概念」というところが新しく加われました。これまでは、パワー・ハラスメントにつきましては、法律上規定された定義はないということで説明されていたんですが、ここに、「パワー・ハラスメントとは、職場において、(1)職務に関する優越的な関係を背景として行われる、(2)業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、(3)当該教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与</p>

え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。」ということで、以下、具体的に説明されております。

また、ページをめくっていただきまして、4の「パワー・ハラスメントの内容」というところも新たに付け加わった部分でございます。

これに関しましては、ハラスメント行為を分類するとともに、該当すると考えられる例、該当しないと考えられる例ということで、具体的にその行為がパワー・ハラスメントに当たるか、当たらないかというところの判断も明確にしたものでございます。

続きまして、ページを進んでいただきますと、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」というのがあります。先ほどのところから3枚めくっていただいたら、セクシュアル・ハラスメントのところに行くと思います。

これに関しましては、これも4の「セクシュアル・ハラスメントの内容」というところが新しく付け加わりまして、見ていただいたら分かりますが、典型的な例というふうに、具体的にこういう言動がセクシュアル・ハラスメントであるというようなどが書かれて、何がセクシュアル・ハラスメントに当たるのかが明確に分かるように改正されております。

続きまして、3枚めくっていただいたら右側に、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」が出てきております。

これにつきましては、平成29年4月に初めて策定がされており、比較的新しいですので、典型的な例とかはもう掲載されております。

今回新しくなりましたのは、そこから2枚めくっていただいて、左側、「7教職員が留意すべき事項」というところが新しく記載されております。これに関しましては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの未然防止、あるいは良好な勤務環境の維持のためというようなどころで、新しく記載されたものでございます。

そういうところを改正点といたしまして、御審議のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

美濃教育長

ありがとうございました。28、29、30を一括して説明していただきましたけれども、何か御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

まずは、職場におけるパワー・ハラスメントの防止というところで、御質問、御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

有馬委員

パワー・ハラスメントだけではないですけれども、フロー図の第三者というのはどういう方を示しているのかなというのが気になったのですけれども、教えてもらってもよろしいでしょうか。

幸教職員課長

相談者みたいなところですか。被害を受けた方が相談して、その第三者がいろいろ相談に乗って動くということも想定されるという意味でございます。

有馬委員

被害者が心の内を素直に話して、信頼している人ということで間違いないですよ。

幸教職員課長	<p>なかなか被害者が、直接いろいろ相談するのが難しいところがありますので、誰かに相談して一緒にいろんな相談機関にかかるというようなケースが多くございますので、こういうふうに書いております。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
田中委員	<p>それに関連するんですけども、何でもそうなのですけども、要は、相談する、できる雰囲気を作ってやらないと、これが一番大事なことはないのかなという気はするんですね。</p> <p>これは子どもたちのいじめも同じなんですけども、あまりがんじがらめになって、教育委員会の事務局に行ってくださいとかではなく、学校の職場の中で、そういった何でも話せるような雰囲気づくりというのがまず一番大事なことはないのかなという気はするのですよね、パワハラにしても、セクハラにしても、全てにおいて。この雰囲気づくりというのが一番、実行面においては必要になるのかなと。</p> <p>先ほどおっしゃられた第三者というのが、非常に重要な位置づけになってくることもあり得ると思うんですよね。本当に信頼できるような先生がおられて、何でも言うてこいよとか、そういう雰囲気づくり、これが大事なような気がするのですけどね、いかがでしょうか。</p>
幸教職員課長	<p>風通しのよい職場環境というのが一番大事なところだと考えております。ただ、何がハラスメントかハラスメントでないのかという判断も必要と考えておりますので、市の研修としましてハラスメント研修は毎年やっておりますし、各校においても研修を実施している学校もあります。</p> <p>その上で、管理職から、やっぱり自分が気持ち的にちょっとしんどいことであるとかあったら相談するように、学年の先生であるとか年の近い先生であるとか、いろんな先生と相談しやすい環境をみんなで作っていこうというふうには提案しております。</p> <p>以上です。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
佐野委員	<p>結局、学校現場で問題が出たときに、学校の中で解決できなかったからこういうふうな形のを教育委員会のほうに今度は上げてくる、そういうような段階なんですか。それとも、あくまでもこれは指針であって、学校で解決してくださいというようなものなんでしょうか。</p>
幸教職員課長	<p>各学校に相談窓口を設置しておりまして、そこには管理職が入ったり、男性管理職だったら相談しにくいケースもありますので養護教諭が入ったりというところで、各校で必ず複数名で対応する相談窓口を設置しております。</p> <p>その中で、やはり相談したけれども、なかなかまだ納得いかないというケースにおきまして教職員課に相談が入ったり、あるいは大阪府教育センターの電話相談窓口で相談がいたりというところなんです。</p> <p>大阪府教育センターに電話相談したところに関しましても、どこの市の方</p>

であるとかいうふうなことを言いましたら、こちらのほうに連絡が入るとい
うふうになっております。

以上です。

和田委員

一応仕組みとして、こういう形でやられるというのはすごく理解できま
すし、ぜひチェックしていただきたいんですが、実は学校の中で一番このハラ
スメント、権力は誰が持っているかといったら管理職なんですよね。なので、
例えばマタニティ・ハラスメントで、今年度でも聞いたことあるのです。校
長先生に妊娠しましたということを報告しに行ったら、ええ、という感じで、
おめでとうではなくて、ええ、出産いつや、とかね。先生はすぐ人事のこ
とが頭に浮かんで、結局すごく嫌な思いをしたという言葉聞いたことがある
んですね。

やっぱり、例えばこういう例があるんですけど、校長、管理職が実は知ら
ず知らずのうちにそういうことを犯してしまうということもあるかと思う
ので、ぜひこれから管理職をまたチェックするというか、例えば養護教諭の
研修のときに、こういう相談窓口になりやすいので、ぜひこういう仕組みが
きちんと動くようにというような研修体制をぜひ作っていただけたらな、と
いうふうに思います。

以上です。

栗崎委員

今、和田先生がおっしゃいましたように、妊娠期間、出産期間とか、そう
いう休暇を取る期間に、すぐに代替りの先生が来られるという状態は作られ
ているんですか。とにかく中でやっているのですか。

幸教職員課長

まず初めに、管理職の言動につきましては、校長会等で具体的な事例等を
含めまして話をしているところです。また、そういう出産、育児に関する法
律的なものを、やっぱり知識として知らなければ、間違った言動に出しま
うこともあるので、そういう法律等のことに関しても周知しているところで
ございます。

それから、代替の教員に関しましてですけれども、現在非常に困難な状況
になっております。教員免許を取れる大学は増えているんですけれども、教
員離れといいますか、教師になろうと志す人が減っているような状態があり
まして。

また、そういう教師の欠員状況というのが、府下、非常にたくさんありま
して、年度当初は大学生、教員採用試験が駄目だった方が講師になられるん
ですけれども、年度当初でも全部埋まらないのが府下にはあるという状況で
ございます。

本市におきましては、年度当初には必ず全部埋めて、この間やっておりま
すけれども、やはり途中からの産休に対する代替というのは少し時間がかか
ることになりますが、今現在の状況でいいますと全部入っている状況です。

ただ、ちょっと市内養護教諭が出産に関して調子が悪くなってお休みをさ
れたというところがありまして、それを早急に探しているというふうなとこ
ろでございます。

以上です。

美濃教育長

ほかにございませんでしょうか。

有馬委員	<p>担当している課が違うかもしれないですけども、今回、小中に勤務する全ての教職員とあるんですけども、幼稚園、保育園についても同じようなマニュアルはあるのかなと疑問に思ったので、分かるところで教えてもらってもよろしいでしょうか。</p>
幸教職員課長	<p>これまで、これらのハラスメントの指針に対しても、幼稚園も含めて幼、小、中を出していたんですけども、幼稚園のほうの管轄が文科省から変わりましたので、この指針に関しては小中ということになります。</p> <p>ただ、以前もこの同じ指針の、改正ではありませんが、それまでの指針は幼稚園でも活用しておりますので、同様のことは、また福祉部と連携しまして幼稚園のことにも改善を図っていこうと考えております。</p>
有馬委員	<p>ありがとうございます。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>28号、29号、30号、それぞれ御意見、御質問は出たという理解でよろしいですか。</p> <p>それでは、この3件についてはまとめて採決させていただいてよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいまの議案第28号、29号、30号については可決されました。</p> <p>そのほか、別の案件ございませんでしょうか。</p>
宮本教育政策課長	<p>本日、追加案件といたしまして、報告第16号の前に、財産取得の議案のほうを提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
美濃教育長	<p>ただいま事務局より提案されました「財産取得について」、これは、学習用端末等一式等、ということですね。これを議案の32号として、審議に入りたいと思います。</p> <p>それでは、「議案32号 財産取得について(学習用端末等一式等)」について、事務局より説明を求めます。</p>

田中教育総務課長	<p>「議案32号 財産取得について（学習用端末等一式等）」についてでございますけれども、こちらにつきましては、令和2年6月の教育委員会で予算のほうを説明させていただいた部分のことになるんですけれども、教育現場におきます学習用端末等一式を今年度中に購入し、運用を開始するために、次の市議会のほうに提案させていただきます。その際に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の御意見をお伺いするという形になっております。</p> <p>今回整備させていただきます学習用端末等一式の内容につきましては、端末整備としまして、端末の台数が合計で8285台。あと、充電保管庫としまして253台。あとモバイルルーターとしまして1600台。それと、合わせまして学習支援ソフトとしまして、今回児童生徒用の7922本分を整備させていただくものとなっております。</p> <p>こちらにつきましては、現在、仮契約を業者のほうと結ばせていただいております。今回、この財産取得についての部分を議会に提案させていただきまして、議会の議決後に本契約となりますので、今回そちらのほうを提案させていただくものとなっております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。 この件について、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。</p>
田中委員	<p>予算はもう通っているんですね。</p>
田中教育総務課長	<p>はい。予算のほうは通っていきまして、入札の手続のほうはもう済んでおりまして、あと契約行為を行う形になっております。</p>
美濃教育長	<p>ほかにごございませんでしょうか。</p>
伊藤教育総務部長	<p>補足でございます。今回、予算のほうは先ほど申し上げましたように、6月に補正予算のほうを御承認いただいて、先般、業者選定、入札を行ったんですけれども、その結果、ここに議案にありますように、株式会社ライオン事務器のほうと、この取得価格において契約をさせていただくということになりました。</p> <p>この部分につきましては、本来、財産の取得につきましては市長の専権事項であるところでございますが、1件2000万円を超えるものにつきましては、議会の議決を必要とするというふうに法律上定められておりますので、この部分について今回議会の議決を求めていくということになり、事前に教育委員会のほうにお諮りをさせていただいているところでございます。</p>
和田委員	<p>予算の件は了解しているんですけれども、児童生徒数の7922台という、もうきちっと生徒数によっているんですけど、もし転入とか、そういうことがあった場合はどのように対応しようとしているのか。次年度以降ですが、児童生徒数が減れば問題ないんですけども、その辺の見込みはどうなっているのか教えてください。</p>

田中教育総務課長	<p>端末に関しましては、児童生徒数プラス予備というか故障時の対応も含めてなのですけれども、何台かそういう形の分もっておりますので、そちらのほうでまず対応という形を思っております。</p>
美濃教育長	<p>よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「議案32号 財産取得について（学習用端末等一式等）」を可決することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案32号 財産取得について（学習用端末等一式等）」は、可決されました。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。</p>
前崎地域教育課長	<p>令和2年度の中学校フェスタについてですが、これまで、地域協のほうで、今年の分につきまして開催について検討しておりましたが、現在のコロナの状況におきましては開催は難しいのではないかと結論に至りまして、今年度につきましては中止することになりましたので、報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの件について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>ほかに何かございますか。よろしいですか。</p> <p>ないようですので、続きまして、「報告第16号 校長職務代理者の解職について」を議題といたします。冒頭、報告第16号につきましては、人事案件のため秘密会と決定いたしましたので、関係者以外の方は御退出をお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>【非公開】</p> <p>ほかに、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして8月定例教育委員会を終了いたします。どうも皆様、本日は暑い中ありがとうございました。</p>
	<p>(閉会宣言午後4時23分)</p>

署 名 教育長 美濃 亮
委 員 佐野 恭彦